

知立市議会における災害発生時の行動マニュアル

平成28年 2月22日

改正 令和 元年 5月27日

1. はじめに

本マニュアルは、大規模地震、台風等風水害等の災害発生時における行動マニュアルである。

「知立市議会における災害発生時対応要領」第2条に規定する知立市議会災害対策会議が設置された場合、当該対策会議の指示に基づき対応するものとする。

2. 大規模地震発生時

(1) 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき行動する。

(2) 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ、ラジオ等の情報により判断し、「知立市議会における災害発生時対応要領」及び次の基準に基づき行動する。

震度等	参集する者	備考
震度5弱の地震発生	議長、副議長	市第二非常配備
震度5強以上の地震発生	議長、副議長、各派代表者	市第三非常配備
議長から指示があったとき	議員	

(3) 参集及び活動時の留意事項

① 服装、携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、デジタルカメラ、筆記用具、メモ帳等必要な用具をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

② 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

③ 緊急措置

火災、人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置を講ずる。

(4) 初動期・展開期・安定期の所掌事務

初動期・展開期・安定期における議員の所掌事務は、原則として次の表に掲

げるとおりとする。

期 間		所 掌 事 務
初動期	災害発生日から起算して概ね3日目までの期間	地域掌握が完了するまでの被災地における救出・救護活動等に関すること。
展開期	災害発生日から起算して概ね4日目から7日目までの期間	1. 議会災害対策会議との情報交換に関すること。 2. 被災地、避難所等における状況調査に関すること。 3. 被災地、避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 4. 被災者に対する相談、助言その他の支援に関すること。
安定期	災害発生日から起算して概ね8日目以降の期間	1. 市対策本部への協力に関すること。 2. 全員協議会の開催に関すること。 3. 被災地、避難所等の視察に関すること。 4. 市への要請に関すること。 5. 国、県等への要望等に関すること。 6. 臨時会の開催に関すること。

3. 台風等風水害発生時

台風等の風水害等により、市災害対策本部が設置され、本部員が招集された場合、議員及び議会事務局は次のとおり対応する。

- (1) 議会事務局長は、市災害対策本部が設置された旨を全議員へ連絡する。
- (2) 連絡を受けた議長及び副議長は、状況に応じて参集する。
- (3) 市から提供された災害情報等は、議会事務局長から議長及び副議長へ報告の上、必要に応じて各議員に情報提供を行う。
- (4) 各議員が地域で収集した情報は、議長（議会事務局）へ報告する。
- (5) 報告された情報は、議長（議会事務局）が整理し、必要に応じて市に提供する。

4. その他

議長は、市議会災害対策会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに、議員派遣の手続きを行うものとする。ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。二次災害が起らないように、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。